第３回幕別町使用料等審議会議事録

１　開催日時

令和３年10月26日（火）19：00～21：10

２　開催場所

幕別町役場３階　会議室３－Ａ・Ｂ・Ｃ

３　出席委員（14名）

加藤会長、橋坂委員、杉山委員、横山委員、森委員、高橋委員、岡田委員、喜多委員、高道委員、宮本委員、浦島委員、國安委員、前野委員、松本委員

※和田委員、坂本委員は欠席

３　報告

各関係団体等への基本方針（案）の説明について

４　審議

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）について

５　事務局出席者

幕別町企画総務部長		山岸　伸雄
企画総務部政策推進課長		白坂　博司
〃	政策推進課副主幹	鳴海　走也
〃	政策推進課副主幹	小寺　博志
〃	政策推進課副主幹	日下部　孝彦

６　傍聴者

２名

７　議事録

（企画総務部長）

ただ今から、第３回幕別町使用料等審議会を開会したいと思います。

なお、和田委員、坂本委員より欠席する旨、また橋坂委員につきましては遅参する旨報告いただいておりますので、ご連絡申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、加藤会長からご挨拶申し上げ、議事を進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

（加藤会長）

皆さん、お晩でございます。

夜分お疲れのところ、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

３月４日に開催いたしました第２回の審議会から、かなり期間が開いてしまいましたが、その間、役場の担当課から各関係団体等に対しまして基本方針(案)の説明を行い、いただいたご意見や、第２回までの審議会、パブリックコメント及び町議会からいただいた意見も踏まえ、基本方針(案)が修正されました。

本日は、その修正内容も含めた前回からの継続となります、使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)についての議案となっております。

何卒、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第２の委員紹介に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

（企画総務部長）

それでは、私の方からご説明させていただきます。

議案の４頁をお開きいただきたいと思います。

議案の４頁、幕別町使用料等審議会委員名簿をご覧ください。

幕別町次世代育成支援対策地域協議会及び幕別町校長会よりご推薦いただいておりました荒木委員、山田委員につきまして、荒木委員は７月２日、山田委員は３月31日をもって所属団体を退会となりましたことから、新たに幕別町次世代育成支援対策地域協議会より横山徹委員、また、幕別町校長会より喜多敦委員をご推薦いただきました。

なお、横山委員、喜多委員におかれましては、本日、審議会開催前に、町長より委嘱状を交付しておりますことを、併せてご報告させていただきます。

ご紹介させていただきます。

（各委員からの自己紹介）

（企画総務部長）

よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（加藤会長）

横山委員、喜多委員におかれましては、本日の第３回審議会からの参加となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次第３の報告に入らせていただきます。

報告第１号、各関係団体等への基本方針（案）の説明について、事務局より報告をお願いいたします。

（政策推進課副主幹）

それでは私の方から「各関係団体等への基本方針（案）の説明について」ご報告させていただきます。

本日お配りしております、資料６の「各関係団体等への基本方針（案）の説明について」をご覧ください。

３月４日の第２回使用料等審議会以降、現在、公共施設を使用している各団体等に対しまして、関係する担当課から、基本方針（案）の内容につきまして説明する期間を設けさせていただきました。

まず、３月24日から４月23日までの31日間につきましては、第２回までの審議会で委員の皆様へ説明したものと同じ内容の説明を各関係団体等へさせていただき、その後、そこでいただいたご意見のほか、審議会やパブリックコメント、町議会からのご意見を踏まえ、基本方針（案）を修正いたしました。

その修正した内容につきまして、８月20日から９月30日までの42日間の期間で、改めて担当課から各関係団体等へご説明させていただき、この２回の説明期間により、延べ303団体、712

人の方々に、基本方針(案)の内容についてご理解いただいたところであります。

裏面の２頁をご覧ください。

意見の内訳を表にしておりますが、まず、パブリックコメントの意見についてですが、こちらは前回71件としておりましたが、意見の区分について改めて整理した結果、件数が70件に変更となっております。

表の右の列が３月24日から４月23日の期間で実施した説明におきまして、各関係団体等からいただいた意見の件数となっております。

全部で60件のご意見をいただいたところでありますが、主な意見としては、有料化に賛成する意見が９件、各種団体に対する減免を要望する意見が13件、高齢者に対する減免を要望する意見が11件、また、パブリックコメントと同様に、文化協会や体育連盟の加盟団体から、減免を要望する意見などもいただいております。

そのほか、基本方針(案)に対する意見以外として、施設の予約や使用料の支払い方法など、基本方針(案)を受けての今後の施設の取扱いについてのご意見等もいただいております。

「各関係団体等への基本方針(案)の説明について」の報告は以上となります。

（加藤会長）

ただ今、事務局より報告をいただきましたが、各関係団体等からの意見を踏まえ、基本方針(案)を修正しておりますので、引き続き、議案第１号で基本方針(案)の修正内容について説明を受け、その後、併せてご意見をいただくことでよろしいでしょうか。

何もないようでしたら、それでは次に、次第４の議事に入らせていただきます。

議案第１号、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について、事務局より説明をお願いします。

（政策推進課副主幹）

私の方から「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」に係る資料につきまして、ご説明させていただきますが、説明の前に、本日差し替えとなります資料５「公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算)」の差し替え内容について、ご説明させていただきます。

本日お配りした資料５「公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算)」をご覧ください。

基本方針(案)におきまして、見直しの対象を「理論上の適正料金と現行料金を比較し、概ね20％以上の乖離が生じているもの」としておりましたが、こちらにつきましては、新料金へ見

直しした以降、頻繁に見直すこととならないように定める基準のため、今回の新たな算定方法による新料金への見直しの段階では、適用するものではありませんが、前回の審議会までの資料及び今回事前配布しました資料の新料金設定におきまして、適用していましたことから、該当する使用料を修正させていただきました。

はじめに、１頁の一番左の列の番号１番、幕別地域コミュニティセンターになります。

幕別地域コミュニティセンターの大集会室につきましては、理論上の適正料金と現行料金の乖離が20％未満として見直しの対象外とし、理論料金565.47円に対しまして、新料金を600円と設定しておりました。

こちらにつきましては、理論料金が565.47円のため、100円未満を切り捨てました500円へ使用料を修正しております。

次に、２頁の７番、百年記念ホールのホールにつきましても4,900円から4,100円、ステージのみにつきましても1,800円から1,600円へ、同様の理由により使用料を修正しております。

次に、５頁の35番、白銀台スキー場宿泊ロッジにつきましても、大人の使用料を2,300円から2,600円、同じ頁の38番、幕別ふるさと味覚工房につきましても600円から700円へ使用料を修正しております。

以上のことから、お手数をお掛けしますが、資料５「公共施設の新旧使用料一覧（令和元年度決算）」につきましては、本日お配りしました資料をご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、私の方から、事前配布資料としてお配りしておりました資料１「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）新旧対照表」を基に、そのほかの資料も併せて説明させていただきます。

資料１「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）新旧対照表」をご覧ください。

この資料１につきましては、以降、「新旧対照表」と呼ばせていただきます。

先ほども説明いたしましたが、２回の審議会やパブリックコメント、町議会及び各課から関係団体等へ説明した際にいただいたご意見を踏まえ、資料１「新旧対照表」のとおり、基本方針（案）を修正いたしました。

この「新旧対照表」につきましては、表の左が前回までの審議会でご説明した旧案、中央が今回修正した新案、右が備考欄で補足説明となっております。

まずは１つ目の項目になりますが、旧案の「⑷ 減額・免除基準の整理・統一化」、「① 団体等の利用にかかる基準」をご覧ください。

前回までの旧案では、記載の１番「町が自ら使用する場合」から、２番「町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合」、３番「町スポーツ少年団登

録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合」、４番「町が共催する行事のために使用する場合」の、いずれかに該当するもののみ、使用料を免除するとしておりましたが、審議会や関係団体等からいただいたご意見を踏まえ、新案に記載のとおり、減免対象を拡充いたしました。

まずは新案の２番になりますが、旧案の「町内の保育所・幼稚園・小中学校」に対する免除に、特別支援学校を含む高等学校を追加いたしました。

こちらにつきましては、備考欄の※印の１をご覧ください。

特別支援学校を含む高等学校の免除につきましては、関係団体等からご意見があったこと及び幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子ども（18歳未満の者）に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません」と規定していることから、同条例の制定趣旨に鑑み、町内の特別支援学校を含む高等学校の使用料を免除すると整理したものであります。

次に４番になりますが、新たに「町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）」の使用料を免除といたしました。

こちらにつきましては、備考欄の※印の２をご覧ください。

町が構成員となっている団体につきましては、町が自ら使用する場合と同様であることから使用料を免除、また、町が事務局を担っている団体につきましても、町職員が公務で会議等に出席し、公共的及び公益的な活動を行っていることから、使用料を免除すると整理したものであります。

次に５番になりますが、こちらも新たに「法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合」の使用料を免除といたしました。

こちらにつきましては、備考欄の※印の３をご覧ください。

行政相談委員や人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司につきましては、法に基づき国から委嘱され、公共的及び公益的な活動を行っていることから使用料を免除すると整理したものであります。

次の７番になりますが、こちらも新たに「社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合」の使用料を免除といたしました。

こちらにつきましては、備考欄の※印の４をご覧ください。

ボランティア活動は、公益や地域貢献を目的とした奉仕活動であることから使用料を免除するとしたものですが、ボランティア団体というのはどういったものかと言いますと、本基本方

針（案）では、幕別町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体と整理させていただきました。

これらの団体が行うボランティア活動のために使用する場合については、使用料を免除すると整理したものであります。

この１番から７番に該当する具体的な団体につきましては、資料３「減免基準別関係団体等一覧」をご覧ください。

表の左から２列目、各区分のあたまに記載してある数字が、先ほどの減免基準の１番から７番の番号となっております。

一番左の列の番号１番、しらかば大学から、２頁目、62番の忠類シニアクラブまでが使用料免除の団体となっております。

５番の執行機関（４団体）及び６番の附属機関（39団体）につきましては、資料４「執行機関・附属機関一覧」に団体の詳細を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

２頁目、63番の議員会から109番のナウマン太鼓保存会までが、減免基準非該当で使用料のかかる団体となっております。

それでは、資料１「新旧対照表」へお戻りください。

次に「② 個人利用にかかる基準」になりますが、前回までの旧案では、１番「中学生以下の者が利用する場合」は無料、２番「高校生が利用する場合」は一般料金の３割減額、３番「障がいのある者が利用する場合（及び介助者１名まで）」は無料としておりましたが、パブリックコメントにおきまして、子どもが高等学校に通う前後が、親にとって一番お金のかかる時期との理由から、減免の拡充を要望する意見があり、また、「① 団体等の利用にかかる基準」の高等学校と同様に、幕別町子どもの権利に関する条例に制定趣旨に鑑み、高校生の個人利用の場合につきましても、一般料金の３割減額から無料へ減免内容を拡充いたしました。

次に裏面の２頁をご覧ください。

「⑸ 適用範囲の特例」になりますが、前回までの旧案では、行政区のコミュニティ活動については、行政区ごとに別に定める公共施設を使用する場合に限り、主に近隣センターになりますが、本基本方針（案）の適用範囲の特例として使用料を免除するとしておりましたが、関係団体等から、公区長連絡協議会など、複数の行政区で使用する場合や単位老人クラブの活動についても、同様の取扱いにならないかとのご意見があったため、備考欄の※印の７に記載のとおり、公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、単位老人クラブは、活動の主旨に鑑み、行政区の地域コミュニティ活動の醸成を図るための活動として、使用料を免除すると整理いたしました。

次に、「Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力」、「２ 新料金の適用時期」になります。

現在、当初予定していたスケジュールから遅れが出ているため、本基本方針(案)に基づく新たな使用料・手数料の適用時期を、前回までの旧案では令和４年４月を予定としておりましたが、今回修正した新案では令和４年10月を予定として、半年間後倒しすることといたしました。

これに伴い、条例の改正についても、令和４年３月末までと修正させていただきました。

最後に、「Ⅳ 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置)」になります。

前回までの旧案におきましても、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50％を限度として、一定の激変緩和措置を設けておりました。

しかし、現在、町民及び文化協会や体育連盟の加盟団体を含め、町内で活動している多くの団体は使用料が免除され、無料で施設を使用していることから、関係団体等からの意見で、使用料を支払うのは理解するが、何らかの軽減措置を要望するとの意見が多かったことから、それらを踏まえて、新たに新料金適用後、２年６か月の間は使用料を５割減額する激変緩和措置を設けることといたしました。

なお、この激変緩和措置が適用となるのは、町民または町内団体に限定し、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体については適用されないこととなります。

これらの減免基準等の修正案につきまして、先ほどの資料６で説明しましたとおり、８月20日から９月30日までの期間おきまして、各関係団体等へご説明させていただき、予約や支払い方法に関するご意見もいただいたところではありますが、基本方針(案)の内容につきましては、全団体から理解したとご意見をいただいたところであります。

以上が、資料１「新旧対照表」の説明となりますが、続きまして、資料２「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」におきまして、軽微な文言修正等した箇所がありますので、ご説明いたします。

資料２「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」の３頁をお開きください。

表内の※印の付いております「基本方針適用施設」として区分されておりました「小中学校（学校開放)」につきまして、「基本方針適用除外施設」の「その他統一的な算定方法によらない施設」へ修正いたしました。

これにつきましては、学校開放による施設の使用は、学校施設の目的外使用に当たり、統一的な算定方法には馴染まないとし、本基本方針(案)の適用除外施設として、担当課で別に見直

しを進めることとしたためであります。

次に、４頁をお開きください。

枠で囲ってあります基本算定式の下、原価についてですが、前回までの基本方針(案)では「施設の維持管理等に要する費用」としておりましたが、それを「施設の管理運営等に要する費用」へ修正いたしました。

これは、下の「【使用料の算定イメージ】」にあるとおり、本基本方針(案)におきまして、建物の修繕や維持補修費については、使用料の原価に含めないこととしており、「維持管理」という表現は馴染まないとの考えから、文言を「管理運営」へ修正したものであります。

なお、この修正については、本基本方針(案)全ての頁に適用しております。

次に、11頁をお開きください。

「⑥ 附帯設備・備品などの物品の使用料」についてですが、第２回の審議会でご質問いただいた箇所になりますが、新たな経費が発生するものの一つとして「トレーニング機器」を挙げておりましたが、第２回の審議会の中でもご説明したとおり、それぞれのトレーニング機器の使用に対する別料金は想定しておりませんので、「トレーニング機器」という文言を削除いたしました。

続きまして、資料５「公共施設の新旧使用料一覧」につきまして修正した箇所がありますので、ご説明いたします。

資料５「公共施設の新旧使用料一覧」の２頁をお開きください。

一番左の列の番号７番、百年記念ホールについてですが、こちらは第２回の審議会や関係団体等への説明におきまして、施設を管理している指定管理者が実施する自主事業にかかる経費は、施設の管理運営にかかる経費ではないため、使用料算定の原価から除くべきではないかとのご意見を踏まえ、施設の原価から自主事業にかかる費用を除くことといたしました。

これにより、例えばホールであれば前回の資料では理論料金が4,753.89円となっておりましたが、今回お配りした資料では4,180.65円に減額となっております。

こちらにつきましては、指定管理としている３頁の11番、農業者トレーニングセンター及び17番の札内スポーツセンターも該当し、農業者トレーニングセンターにつきましては、アリーナの新料金が1,300円から1,000円へ、札内スポーツセンターにつきましても、アリーナの新料金が1,800円から1,500円へ減額となっております。

次に、５頁の39番、老人健康増進センターについてですが、こちらは関係団体等への説明におきましていただいたご意見、老人健康増進センター内の休憩室については、会議室等の貸室とは違い、ゲートボールをプレーした際の休憩場所、体育館施設で言えばロビーと同様である

との意見を踏まえ、ゲートボールコートと休憩室を分けるのではなく、施設一体として貸室とするよう施設区域を変更させていただきました。

これにより、前回の資料ではゲートボールコートと休憩室をそれぞれ100円と設定しておりましたが、今回お配りした資料ではゲートボールコートとして100円のみの設定となっております。

本日お配りした資料についてのご説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします

（加藤会長）

ただ今、事務局より説明をいただきましたので、皆様からご意見をいただきたいと思います。

何かご意見等はございませんか。

（喜多委員）

全部読み込んでいないので、どこかに載っているのかもしれませんが、どこかの施設を借りたいと予約をした際、事前に使用料は払って、もし使わなかった時にはキャンセル料など、その辺りはどこかに記載があるのでしょうか。

（政策推進課長）

資料の２、基本方針（案）の11頁をご覧いただけますでしょうか。

「② 使用料の前納と還付」というところがあるのですが、この取扱いにつきましては、今回の使用料の見直しに伴って新たに考え方を変えたものではなく、今まで使用料を取っていた施設につきましても同様の考え方であり、それを引き続き、新たな新料金にも適用しようと考えているものですが、こちらに記載のとおり、使用料は使用申請いただき、こちらで承認しましたら速やかに利用者が納付、前納するということとなっております。

納付された使用料につきましては、現在もそうなのですけれども、基本的には原則、返還しないとしておりますので、還付は通常は発生しないこととなっております。

ただ、ここに書いてあるとおり、１番から３番までに該当する場合につきましては、還付をさせていただくことで考えておりまして、例えば使用者の責によらない事由により使用することができない場合ですとか、使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合、その他町長等が特別な理由があると認めた場合ということで、例えば災害等で急遽中止となった、使えなくなったですとか、そういったことを想定しているのですけれども、利用者のご都合等によって使用できなくなったですとか、キャンセルといった場合につきましては、料金は還付しないということで、取扱いはさせていただきたいと考えております。

（高橋委員）

確認ですけれども、今の使用料の前納というのは、営利目的で使用する場合に限ってということですよね。

（政策推進課長）

前納は、あくまでも皆様方、今後使用料が発生する方が利用する場合については、基本的には全て前納していただくと今のところ整理をしております。

（高橋委員）

全ての申込みに対して前納が基本だということか。

（政策推進課長）

現在はそういう考えです。

ただ、先ほど説明員からもお話がありましたとおり、今回、関係団体の方に色々この内容につきましてご説明をさせていただいたところ、いくつかご意見いただいた内容が丁度この部分でありまして、いわゆる予約の方法はどうなるのかですとか、前納となっているがいつまでに払うべきものなのかですとか、そういったご意見はいただいておりまして、現在、色々町内コミセンですとか、スポセンですとか、各施設ございますけれども、そこの取扱いが完全に統一された形になっておらず、予約の仕方ですとか、料金の前納がいつまでですとか、その辺がまだ整理ができてない状況でございます。

ですので、そこにつきましては、改めて私どもの方で整理中ではあるのですけれども、お支払いとしては基本的には前納ということで考えております。

（高橋委員）

今までの使用料条例は、基本的に目的外で使用する場合は前納をするというような考え方だったと思います。

目的外で使用する場合です、あくまでもその施設を。

目的に沿って使用するのに先に料金を払って、その施設を使わなくなったら還付しないという考え方は、ちょっと変ではないか。

（政策推進課長）

例えば、幕別町コミュニティセンター条例を見ているのですけれども、これは町内にあるコミュニティセンター全てに適用されるものなんですけれども、この第６条、使用料という条項がございまして、こちらにつきましては利用者うち、町が直接使用する場合、またはコミュニティ活動に使用する場合、若しくは、公共団体等が使用する場合を除くものは、使用料をあらかじめ納付しなければならないということで、基本的には目的外使用という区分けだけではなく、使用料についてはあらかじめ納付しなければならないという形で、条例上は規定をされております。

（高橋委員）

それはコミュニティセンター条例でしょ。

他の使用料、全て当たってみてください。

大半は目的外で使用する時は前納することになっているはずです。

それよりもですね、前納したお金を返さない、キャンセルがあったけど返さないというのではなくて、考え方としてはキャンセル料を取るじゃないのですか。

キャンセルした理由如何、例えば何でも、旅行する時だって旅館だって、キャンセル料という形でお金を全額取る時だってあるし、使用料として払ったものを返還しないという考え方は基本的にどうなんでしょうか。

町の公共施設を、目的を持って使用したいとしていたところ、どんな理由かは分かりませんけれども、使えなくなった時に返さないではなくて、キャンセル料をいただく考え方の方が適当ではないかと思いますけれども。

（政策推進課長）

例えばなんですけれども、１市２町、帯広市、音更町、芽室町につきましても、体育施設等ではキャンセル時の使用料は還付しないとなっているので、通常、他所の町でも大体取扱いとしては一緒なんですけれども、現在も結構そうなのですけれども、取りあえず予約だけしてしまおうという方が結構いらっしゃるということで、まず会場を押さえてしまう。

ただ、結局、最後使わないよ、というケースが見られまして、そうなると広く多くの方に使っていただきたいというのがあるため、そういった中で、会場を押さえて、押さえて、押さえて、やっぱり使わなかったといったケースは、広く使っていただくということを考えたところ、どちらかと言うとちゃんと予約をして、承認をした段階でお支払いいただくとして、確実に使

っていただくという形の予約、料金のやり取りをしたいとの考えからこういった取扱いを考えているところであります。

（高橋委員）

町の考え方はわかっておりますけれども、私が言いたいのは、使用料を取ることを目的としてやっているわけですから、施設を利用する時は使用料がかかるんだ、ということをわかった上で借りようとしているわけですから、今までは例えば免除があったから、あちこちの施設を予約したかもしれませんけれども、今度は使用料がかかるわけですから、例え前納したとしても還付しないではなくて、キャンセル料がかかりますよというふうにした方が良いのではないのかということです。

意見として聞いていただければ結構です。

（杉山委員）

公共施設と民間の企業の場合は違うのかもしれませんが、例えば、旅行であったり色んなものを頼んだ時にキャンセルをすれば、当然キャンセル料がかかってきますよね。

何日以内であれば無料だけれど、１週間前からはキャンセル料をもらうとか、ホテルなども一緒ですよね。

消費者契約法ですとか、民法の中にそういった判例とかがあるはずで、キャンセル料を取り過ぎているですとか、その辺のところが今回の使用料と全く合致するか分かりませんが、取り過ぎてるのではないのかとの最高裁の判例もあると思うので、そちらをご確認いただきたい。

折角取るんですから、高橋委員がおっしゃったように、法的な判断をご確認いただいたりした方がよろしいのかなと思います。

（喜多委員）

同じ質問になるのですが、例えば１か月くらい前に施設を予約して、でも途中で使わないとなった時に、２週間、３週間前に使わないと言っても払わないといけなくなるのか。

ちょっと不自然だなと、３日くらい前にキャンセルしたら、次の団体がそこに入らないと思うので、そのままいただいても良いかと思いますが、ある程度の幅があって、この期間外であれば全額戻すとか、何かがないとちょっといずいのかなと。

でなければ、早めに予定して前納したんだけれども、使わなくなった時、まだ２週間も３週間もあるのに、もうキャンセルが効かないから全額納めてもらうというのは、腑に落ちない気

がしてならない。

（企画総務部長）

今、基本的な考え方を課長の方からお話させていただきましたが、そのように整理させていただいております。

その基本となっているのが、今の現行の使用料の納め方について前納を基本としていることから、このような話になっております。

皆様の意見、ごもっともという部分も確かにあります。

旅行だとかは、旅行約款において２週間前であればキャンセル料は無料だとか、１週間前であれば無料だとか、それぞれの約款において運用されており、旅行だとかの民間におけるキャンセルの概念というのは、確かに部屋を押さえるだけではなく、それを押さえられたことによって費用の発生も予測している、その費用の発生に対して負担をある程度求めるといったところがキャンセルの概念かなと思っております。

ただ、私どもの施設については営利を目的としてやっている施設ではないため、そういう面において、今まではキャンセル料に対する概念は持ち合わせていない状況でありました。

というのは、利用する側として前納をし、部屋を押さえるのでありますけれども、逆の立場もありまして、使いたいのですけれども、そこが全部押さえられているが故に使えない、といった話もございます。

ですので、公共施設を円滑、かつ、効果的に使っていただくということから、前納制が一般的な公共施設の使用料の取り方と捉えております。

ただ、課長からお話もありましたが、この件につきましては色んな団体からご指摘がございまして、先ほど申しましたとおり、公共施設の利用についてはキャンセル料という疑念が今までない施設でありますので、それらについて内部でどのように予約から使用料の徴収、そしてキャンセルになった時の措置の仕方、これ一連のものになってくると思いますので、もう少しここは内部で調整させていただきたいと思っております。

今の段階で、明確な答えは私の方から言えませんけれども、皆様の意見としてお伺いしたいと思います。

（高道委員）

確認だったのですが、予約に関して町の基本的な方針としては、予約というのは仮に令和４年度の例えば５月に体育館を使いたいという場合は、３年度に予約をできるものなのか、４年度に入ってから予約ができるものなのか、その辺明確な考え方はあるのでしょうか。

（政策推進課長）

予約の関係ですが、冒頭お話させていただいたのですけれども、施設や担当課によって今のところ受付の方法ですとか、期間ですとか、まちまちな状況にありまして、それを丁度今整理させていただいているところであります。

例えば、体育施設の大会使用であれば１年前から受付けますですとか、その他については３か月前から受付けますですとか、結構扱いがばらばらでございますので、先ほどのキャンセル料を含めて、ここの関係につきましても町として整理した中で、改めてお示しさせていただきたいと考えております。

（高道委員）

喜多委員からお話があって、私も同感だったんですけれども、他の町村の体育館の予約の状況は、例を出すと芽室の体育館を利用する場合、新年度の何月何日に体育館を使用したいと申請するんですけれども、各運動団体ですとか文化団体ですとか体育館を使いますので、一斉に申込みはするんですけれども、その整理をした結果、体育館の振り分けを施設でやるわけなんですが、その振り分けをするのが、大体、春先の１月、２月に決定するわけなんですよ。

ですから、仮に幕別の体育館を使いたいという場合は、前もって新年度の体育館の予約をするわけなんですけれども、２月にならないと芽室町の体育館が使えるのかがはっきりしないため、なかなか大会を運営したい側からすると、ちょっと芽室町の抽選に漏れた場合は使えないので、札内のスポーツセンターも押さえておきたいという考え方が発生するわけなんですよ。

よつ葉アリーナも同じ決め方をしているんですけれども、そうなると喜多委員が言われたように、ある程度の期間を決めてもらって、それ以前に使わなくなった場合、報告をすれば、お金は取らないという形､戻しますという形をある程度の方針で決めてもらった方が利用する側、予約をする側は非常にありがたいと思いますので、その辺も加味して検討していただきたいと思います。

（國安委員）

先ほどから出てますキャンセルのことなんですけれども、事務局の方で何か所も場所を押さえていて､土壇場になってやめるよと､そういう事例もあるからと言われたわけですけれども、そういうのは全体の数の中から本当に一部だと思うんですよ。

ほとんどの場合、通常の予約をして使用するため、何か所も押さえておいて土壇場でという

のは、そんなにないと思うんですよ、数的に。

ですから、相対的なうちのほんの一部のことなんですから、先ほど出てきました料金のキャンセル料とか、そういう形に持っていく方が私は妥当だと思いまして、その返さないよというのは、やはりそれはちょっと納得できないと思います。

そして、ちょっと記憶が定かではないのですけれども、私も現実的に有料で会場の使用を申込みしていて、百年記念ホールなんですけれども、確か一週間前まででであれば、キャンセルをしても使用料はいらないと言われた記憶があるんですよ。

ですから、百年記念ホールの場合は、指定管理施設と言いますか、だからそういう状態なのかな、それとも一律なんでしょうか、たしか百年記念ホールで過去に言われた記憶があるんですけれども、指定管理者が取り扱っている施設は、また違うのでしょうか。

結論として、お金を返さないというのは、うまくないと思います。

そして、あと大きなことなんですけれども、この会議の場所というのは使用料についての審議会であって、ただ報告を受ける場所ではなく、審議して提案だとかをする場所であって、多くの委員の方々がそうだねということについては、取り上げていっていただきたいなと思います。

（企画総務部長）

今、高道委員、國安委員から、まず、キャンセル料の関係でございますけれども、高道委員からありました話、各種大会における優先予約の関係もあるのかな、そういう制度があるのか他の市町村は分かりませんけれども、キャンセル料の話や施設の効率的な運営、かつ、スポーツ振興や文化振興における施設の予約など、色んな要素があります。

そういう面において、どのように予約をすることが、お互いにウィンウィンの関係なのかといったところについても、先ほどお話したとおり、予約やキャンセルも含めて、どのようにすれば良いかといったところは検討しなければならない事項として受け止めました。

ただ、押さえるといったところの、國安委員からもありましたように、土壇場でのキャンセルはあまりなのではないのか、という意見もあるのですけれども、確かにそんなにはないのかもしれませんが、でも、それができる仕組みというのは、それは施設の効率的な運用なり、施設を使いたい人に制限をかける形になりますから、その辺のバランスをどうするかといったところは、十分検討していかなければならないと思っております。

予約に関して、指定管理者の施設と町の施設とでは違うのかという話でありますが、これは、基本的には指定管理者については町の条例を遵守するとなっておりますので、同じだと思いま

すが、ただ、もしかしたら運用の中で施設を効果的に、特に百年記念ホールみたいな施設は、営業的な要素もありますことから、その辺の運用面でもしかしたら何かやっているのかも分かりません、申し訳ございませんが詳細は掴んでおりませんので、その辺は調べさせていただきます。

次に、審議会のそもそもの在り方についてご指摘ございました。

報告を受けるような場所ではなく、審議をする場所なのではないかというお話だったと思いますが、当然、私どももそのように思っております。

審議をする場所でございまして、そのために今回も議案について第１号として、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について継続審議ということになっております。

報告は報告として、先ほど変わって部分については報告させていただきましたが、その中身については、今皆様方に審議をさせていただいておりますので、今後ともこの使用料の見直しについてご審議いただきたいと思っております。

（國安委員）

個人的な考えなんですが、ここの中にも書いてあるのですけれども、料金の審議の対象とはなっていないんですけれども、パークゴルフ場のことですね。

これは、最初から使用料を取らないということで、対象外となっているんですけれども、これって例えば他の施設は全部試算と色んな計算方法について出されているんですけれども、このパークゴルフ、たくさんの施設があると思うんですけれども、これについて試算というか、これを仮に料金をいただいたらどれくらいお金が入るんだろうだとか、このパークゴルフ場のことについて検討されたというか、試算されたんでしょうか。

（政策推進課長）

パークゴルフ場につきましては、審議会の中で一番最初になりますでしょうか、この基本方針(案)を説明させていただいた時に、個人利用ですとか、団体利用ですとかありますけれども、なかなか個人利用に関しては、パークゴルフ場は18ホールあってどこからでも入れるということで、人の管理がちょっとしづらい部分があるので、個人として使用料を徴収するのが物理的にかなり困難だということで、予約を受ける団体利用につきましては料金を設定させていただいておりまして、これは今日お配りしました資料の５なんですけれども、こちらの４頁目になりますけれども、番号33番、34番ということで、パークゴルフ場としまして料金１時間当たり300円ということで、団体利用に限りましては、こういった料金の設定をさせていただいており

ます。

（國安委員）

団体使用って年間どれくらいあるんでしょうか。

それで、18ホールあってどこからでも入って来れるから管理ができないということなんですけれども、これ、例えばそういう料金を100円でも200円でも取るようになった時に、そのお金を払いたくないから途中のところからとか、そのように入ってくる人って、そういう気持ちの人ってどれくらいいるのかな。

他の町村で有料でやっている施設というのは、たくさんありますよね。

それを管理棟なんかを作ったりすると、それほど難しいことではないのかなと思ったりもするんですけれども、この使用料というのは当初の目的で言われていた公平性を持ってという言葉を使っておられたと思うんですけれども、その公平性ということでいくと、これを除外するっていうのはどうなんだろうなと、ずっと思っているんですけれども。

決定だったら決定で良いんですけれども、一番最初の時からどうしてかなと、ずっと疑問が残っていたものですから、ちょっと言わないではいられなかったので、一応発言はさせていただきますけれども、これで団体、年間どれくらいあるのか分かりませんが、その団体使用については１時間当たり300円ですか、という料金設定をして、通常の個人的に利用するものについては町民だろうが町外から来る人だろうが、全て無料だよと、パークゴルフ発祥の幕別だからそのようにするのかなと、そんな疑問もあって発言をさせていただきましたけれども、これはこれで決定だったら良いですよ。

（政策推進課長）

団体の人数については、資料を持ち合わせていないもので申し訳ございません。

あと、ちょっと個人利用の関係で、私の方から18ホールどこからでもアクセスがって話をさせていただきましたが、こちらもちょっと第１回目の時でしょうかお話させていただいた部分があるんですけれども、例えば、確かに他の町では個人の利用につきましても料金設定をして料金徴収を行っている町というのもございましたけれども、例えば芽室町に関して言いますと、芽室町も実は管理人を置いて柵を作って料金を徴収しようということで、一度スタートはしたんですけれども、結局、実際どこからでも入ってきて、お金を払わないで使っている方が多数いたということで、結局、芽室町といたしましては、料金徴収を止めたという事例もございまして、そういったことも私どもで色々考えた中で、まず団体の方、こちらの方で把握できる部

分になるんですけれども、そういった方たちの個人利用ではなくて団体利用についてこういった料金設定をさせていただいたというところであります。

（宮本委員）

一つお聞きしたいのですが、ここは料金を決める審議会ですよね。

そこでパークゴルフというのは、ある意味イロハのイというか、基本のキみたいな要素だと思います。

そこで、料金の取り方が難しいから柵を作ることとかも含めて、できませんというか、してませんというのはほかの言い方であって、町としてパークゴルフは町のスポーツですから、町としては取りたくない、取らないんですという方針なのか、取れないから、取りづらいから取らないのか、このふたつのうちの一つなのかなと思います。

私が今までずっと聞いてきたのは、町長如何の町の姿勢でパークゴルフを普及させるために、使用料は取らないと伺って、それがそのままの姿勢なのか、私はそれはそれで良いと思います。

だから、その辺を皆さんにもはっきり町民の方にもさせれば納得するのではないかなと思っております。

（企画総務部長）

今、宮本委員、國安委員からお話がありましたパークゴルフの件ですけれども、今、宮本委員からお話があったパークゴルフに対する町の姿勢でありますが、第１回の会議の時にもこのようなご質問がございまして、私の方から、パークゴルフについては幕別町発祥のスポーツであり、これからも全道、全国、そして国外にも普及、推進していかなければならないという大原則があります。

そういった普及、推進、また、町民の気軽なスポーツとして、健康管理、維持の一役も担えるといったところで、パークゴルフについては、今、私がお話したことから、基本的にはやはり幕別町としては議論はいたしましたけれども、それより幕別町発祥のスポーツという普及、推進の方が重要であろうといったところで、個人の利用については今回使用料の見直しの対象外にさせていただいたということです。

今、事務局の課長と部長で意見が違うのではないかと思っている方もいるかと思いますけれども、課長が説明した部分につきましては、使用料を取る際に議論した中身でございまして、取ろうとした時に、色んな要素があると、やはり先進自治体でいいますと、私も視察させていただいたのですけれども、やはり柵を回すという自治体もあります。

その柵を回すとなると、それなりの費用がかかるということ、まず費用対効果の面、それともし柵を回さないとした時には、やはり反対、Ｂの１からはじめるということも現実としてトラブルとなって芽室町は断念したという事例などもお聞きしましたことから、現実、取ろうとした時には、どのように使用料をいただくか、そこの問題もありました。

管理人を置くのか、それとも若しくは何かコースに出る前にどこかの商店で、パークゴルフの利用ステッカーを買って身体に貼るだとか、スティックに貼るだとか、そういった方法もできないかとか、色んな議論はしたのですけれども、やはり、それでもパークゴルフをやっている方々の公平性というのは保つのが難しいだろう、それと費用を徴収するコストがあまりにもかかり過ぎるなといったところで、やはり、使用料を徴収する仕組みとしては難しいという議論がありました。

ただ、くどいようですけれども、その前に幕別町としての発祥の地のスポーツでございますので、それを超えて更なるパークゴルフの振興という面から、今回は使用料の対象外とさせていただいたということでございます。

（國安委員）

公平性がないですよね。

（企画総務部長）

公平性というのは、利用者における公平性です。

払っている方と払っていない方が一緒にコースの中にいるということ、そういう面での公平性ということです。

（國安委員）

そういうことではなくて、この色んな施設の色んな団体が、使用料を払ってということで、使用料ですから、使用料を払うところと払わないところと言いますか、そういう公平性はないですよね。

パークゴルフを幕別町発祥のスポーツだよということは分かりますけれども、この使用料をいただくということで、審議しているわけですけれども、基本となる公平性を保つためにという意味では公平ではないですよねっていうことです。

（企画総務部長）

そういう面で言うと、國安委員のおっしゃるとおりです。

ただ、私の言った公平性というのは、ちょっと意味が違いまして、前段私が言ったことになります。

（高橋委員）

基本方針の９頁の免除のところ、変わりましたよね。

その中の７番目「社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体がボランティア活動のために使用する場合」で、説明ではボランティアセンターに登録する団体が行うボランティア活動は、公益や地域振興を目的とした奉仕活動であるから、これ別に社会福祉協議会のボランティアセンターに登録していなくても、公益や地域貢献を行うボランティア団体というのはたくさんありますし、ＮＰＯの団体もあります。

そういったところは、当然免除されないわけですよね。

お聞きしたいのは、なぜそこで社会福祉協議会のボランティアセンターということが出てきたのかということをお伺いしたい。

（政策推進課長）

ボランティアセンターに登録しなくても、ということなんですけれども、確かに活動としてそういった形の団体もあるとは思いますが、今回、これから使用料を取るに当たりまして、結局、皆様こんなことはないとは思うのですけれども、ボランティア活動ですと言って、無料にしてくださいといった話が出てくる可能性がなくもないということで、ある程度一定のラインは引いた方が良いのではないかなということで、ボランティアセンターというのが、社会福祉協議会の方で、ボランティアの活動をされている、活動自体の内容がしっかりとそこでもボランティア活動として認められている団体ですと確認できるので、その辺の仕組みを活用した中でこういった形で、今回の案につきましては線を引いている状況でございます。

（高橋委員）

つまり、判定は社会福祉協議会に任せるということでよろしいですか。

（政策推進課長）

社会福祉協議会の事務局ともお話はさせていただいたのですけれども、社会福祉協議会としても今までなかなかボランティアセンター、登録制なんですけれども、登録した団体について

は、基本的には来るものは受けるといった形で行っていたということなんですけれども、活動自体がどういった活動をしているかというのは、社会福祉協議会としても把握していかなければいけないとの話もございまして、そういった形で今後は社会福祉協議会といたしましても、ボランティアセンターに登録する場合については、ある程度のそういった登録団体の活動内容ですとか、そういったものについては把握した中で登録していきたいとの話も聞いておりまして、私どもも是非そういった形で、使用料等も含めて色々とやり取りはさせてくださいということでお話はさせていただいております。

（高橋委員）

私自身は、うちの職員からそんな報告は受けていないんですけれども、つまり町も関与するってことですよね、相談するっていうことは。

お聞きしたいのは、要するに社会福祉協議会というものが、どういう団体と思っているのかをお聞きしたい。

社会福祉協議会という組織そのものが、どういう組織であると理解しておりますか。

（企画総務部長）

使用料・手数料の見直しに関することで審議させていただいておりますので、社会福祉協議会そのものの議論をここで行うのは如何なものかなと私は思っております。

ただ、幕別町の社会福祉協議会というのは、社会福祉法に基づいて設置された法人であり、幕別町と共同、協力しながら町の福祉の向上を図るための機関ということで、私たちも運営に関する支援などをさせていただいております。

（杉山委員）

同様の疑問を私も思っておりました。

私は消費者協会なんですが、この中の免除する団体ではなく、その他の団体になっておりますが、ボランティアのような団体だと思っており、では社会福祉協議会に登録させていただいたら免除されるのかな、と思たんですよね、やる内容にもよりますが。

以前、商工観光課が担当課であった時は、何かを募集したら受付をしていただいたり、色んな面でやっていただいていたんですが、住民生活課になった時から、全部やってくださいということで、当然そうだろうなと思って全てほぼほぼやっておりますが、住民生活課からも今回の説明は受けております。

常々、ご協力ご支援いただいております。

ただ、この使用料のところを細かい数字で、では具体的にうちで払うのはいくらなんだろうかと考えた時に、現在の活動でいうとかなりの使用料負担になってくると思うんですよね。

では、活動を縮小していくのか、それも違うのではないのか、ではボランティアって意識でいうと、社会福祉協議会に登録させてもらえば良いのかなとか、疑問はあったんですよね。

ちょっとずれてきますが、私ども消費者協会の利用規約の中には、確かに幕別町とは記載していないです。

先日、住民生活課から来ていただき、話を伺った時にも書いてないということではあったんですが、名前としては幕別町消費者協会なんですよね。

それで、先日からずっと考えておりまして、先代、ずっと昔の方々はどうして幕別町と付けたのかな、あるいは、なぜ規約の中に幕別町という位置付けがはっきりないのかな、だけども、町の総合計画の中にはやはり消費者協会の立ち位置は記載されているし、どうやったら良いのだろう、と思っていたんですよね。

免除になっておりませんが、今後、会の規約の中でそういった幕別町という名前、幕別町役場の免除する団体にならなければ経済的に活動できないとなった時に、これは変えていけるのかなと思ったものですから、今後、規約とか担当課との話し合いとかあると思うんですが、そして先ほどおっしゃっていた、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体というものが、一体なんだろうという疑問はありました。

（高橋委員）

時間も経っているので、ちょっと休憩しませんか。

（20時25分から10分間休憩、前野委員退席）

（加藤会長）

揃ったようなので、休憩を解かせていただきます。

消費者協会の杉山委員から意見がございましたので、事務局からお答え願います。

（政策推進課長）

色々お話をお聞かせいただきましたので、協会自体の活動実態ですとか、町との係わり、そういったものを含めまして、一度精査させていただきたいと考えておりますので、次回以降、

また改めて取扱い等含めて、こちらの方からご説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（森委員）

２点ございまして、まず１点、資料の５番、ナウマン公園キャンプ場の関係なんですが、こちら新料金で500円となっています。

私、住民会議の委員長をずっとやっていまして、住民会議でもキャンプ場が無料ということに対して、忠類地域の住民の方は「なぜ取らないんだ」とずっと、何年かわからないくらい思っている方が多かったので、500円取られる、徴収されることに対して、凄く思い切ったことをされるなというように歓迎しております。

ただ、その議論を何年も前からしている中で、料金を取るということに対して、人を配置するですとか、色々な手間を考えるとペイできないというのを、ずっと役場の方から説明を受けておりました。

端的に、これは結果ペイできるという計算の中で、500円となっているのかということをお聞かせいただきたい。

（政策推進課長）

この500円の設定につきましては、あくまでも令和元年度決算を基に算出した料金となっておりまして、現状のあそこの施設の管理経費からはじき出した金額となっております。

今、経済建設課になりますが、キャンプ場の料金徴収を含めて、管理をどうやっていくかということで、現在検討しているところで、例えば人を配置しなくてもネットでの予約管理だとか、色んな手法を各町村のキャンプ場でも採用しているところがあるということなので、その辺も含めて、現在精査をしているところであります。

ですので、例えばそれらを含めて、新料金の方が今後、多少増減してくる可能性はございますけれども、現状としましては、そういった形で料金を取れる形で運営もできるようなことで考えている状況であります。

（森委員）

徴収するという方向に動き出しているということは、凄くたぶん忠類の方は歓迎すると思いますし、もし仮にそれが色々なことでできなかったとしても、そういう動きが町の方であるというのは凄く良いことというか、歓迎したいと思いますので、よろしくお願いします。

もう１点なんですが､自分もこの質問の中で｢500円取る｣と言い回しをしたんですけれども、先ほど来、事務局の方からも徴収することを「取る」とお話をされているのですが、自分はわざと言ったんですけど、たぶん「取る」というスタンスでこのものを全て考えると、どこかおかしくなるんじゃないかなというか､どういう立場からどのような考えて｢取る｣となるのか、なるのは分かるんですけれども、それはやはりこういう会議では誤解されると思うので、言わんとしていることは分かりますし、気持ちも分かるんですが、そういう表現は次回からない方が皆さん気持ちよくできるのではないのかなと思います。

（企画総務部長）

今の「取る」という言葉、本当に私もですね、話をしていて、つい「取る」という言葉を発していて、自分でもお聞きしていてそうだよなと、やはり町民の方にご理解いただいて、私たちとしては使用料を徴収させていただくという考え方ではないか、取るというのは、理解がなくても取り立てる日本語にも通じますので、適切な表現ではないというように思います。

今後とも、そういう発言について、言葉を選んだ中で発言させていただきたいと思います。

ご指摘ありがとうございました。

（高道委員）

先ほどの話に戻ってしまうのかもしれませんけれども､パークゴルフの件なんですけれども、一つの提案なんですけれども、受け入れられるかは役場の考え方であると思うんですが、着目点を少し変えて、パークゴルフが幕別の発祥の地だという利を活かして、何か役場の方として使用料いただく工夫を考えてみたらどうかなと思っているんですけれども、それは使用料を払ってくれる人もいれば、払ってくれない人もいるってことにはなるんですが、払っていただけるという前提でですね、役場の方でちょっと、どこの課になるか分かりませんけれども、パークゴルフの年間パスポートみたいなものを作って、ゴルフやディズニーランドの年間パスポートみたいな大きな金額ではなくて、年間パスポート１人1,000円ですとかね、1,500円とか、そのパスポートの形とか作り方には工夫は必要になると思いますけれども、そういったパスポートを出して、買っていただける、買っていただけないかは別にしまして、性善説という考え方に基づいて、折角パークゴルフ場を使わせていただいているんだから、年間パスポート1,000円若しくは1,500円を払って、気持ち良くプレーさせていただこう、という気持ちの人をどんどん増やしていって、当然お金がなければどうしても使用料をいただいて、予算の厳しい中で少しでも補填していこうという考え方はあると思いますので、そういった面で、パークゴルフと

いうのは非常に盛んなスポーツですので、そういう使用料の納め方っていうんですかね、その辺も工夫して考えてみてはどうかなと思うんですよ。

それと抱き合わせで、パスポートに回数券みたいのを付けてみて、１年間に20回パークゴルフをしたら、凄く健康促進の材料になると思いますし、100ポイント集めたら高いものでなくて良いですから、何か記念品みたいなメダルでも良いですから健康に従事されてパークゴルフをされているんだなという、そういったものを作って幕別のパークゴルフが発祥の地だという、その利を活かしてですね、ＰＲしてはどうかなと思うんですよ。

それが逆に、他の町村が失敗したからどうのこうのじゃなくて、幕別でそういう独自の考え方をやって、ほかの町村が見習うような提案というか持っていき方をしてみてはどうかなと思うんですけれども、あくまでも意見ですが、たぶん使用料をいただくというのは大変なんだと思うんですよ。

私も体育館を使っていてですね、今まで無料で使わせていただいていて、いきなり令和４年の10月からお金をいただくというようになると、なんだよ今まで無料で使っていて、お金払うのかってなるのは何となく嫌ですけれども、だけど使わせてもらっているんですから、お金を払って使うのが当然と言ったらおかしいんですけれども、それが普通だと思うんですよ。

１時間、変な話、体育館を使って3,000円も5,000円も払うんだったらちょっと待てよってなりますけど、団体でバドミントンをやった場合は、頭数で割ってみたら一人１回の使用料が10円か20円で済むわけですから、使わせてもらっている側からしたら、そんなに高い料金設定だとは思わないんですよ、実際。

ただ、お金を払いたくないという方もいるのも事実だと思いますけれども、そういった面でパークゴルフというのはたくさん来てますのでね、何となく僕の考えだと、たくさん来ているのに使用料をいただかないのはもったいないなと、素朴な考えです。

ですから、もう一工夫されてみてはどうかなという意見です。

（企画総務部長）

今、高道委員からお話いただいた点、参考にさせていただきたいと思います。

パークゴルフから使用料を負担していただく形についての基本的な考え方は、先ほど説明したとおりでございます。

ただ、使用料を納めていただく際の、やはり色んな納め方ですね、今、年間パスポートという案もありましたし、私が先ほど言いましたように、どこかの商店でシールを買って貼っていただいてプレーするだとか、回数券がどうだとか、内部的にも色んな話をさせていただいてお

ります。

なかなか、使用料をいただく手法としての徴収コストと、パスポートにしても結局それを誰が確認するんだという確認方法だとか、そういうことをどんどん考えていくと、どうしても使用料を徴収するコストの方が現状は上回ってしまうというのは、現状においてはそういう状況だということでございます。

ただ、今、高道委員がおっしゃったことは、別の観点で考えた方が良いのかな、パークゴルフ場を、使用料をいただいて使っていただく、使用料との議論とは別に、何かこう例えば町民の方が今、高道委員のお話でもあったように、健康維持のために一生懸命パークゴルフをしている方に対して、インセンティブ的な何かを与えるとか、ポイント制だとか、今ポイント制というと、健康ポイントというのが保健課の方で行っておりまして、検診をして２ポイント、自分で１日１㎞を歩きますというのを宣言して、それを実践したらまた１ポイント、そのポイントに応じて最終的に達成した人には、町から達成記念の品を配付するということをやっているのですが、そういうのも含めてパークゴルフの使用料の議論とは別の中で、何かできないかということも考えていかなければならないなというようには思いました。

ただ、今、使用料に関しては、現状においてパークゴルフ場については徴収することが難しいといったところにおいては、現状そうなのですけれども、未来永劫といったところまでは、まだないため、当面はそういう形で使用料はいただかないという方向と、それに増して言いましたように、町のパークゴルフの普及、振興の方が勝っているだろうという判断で、今回は使用料をいただかないといったところで整理させていただいたところでございます。

（高橋委員）

この場は審議会ですから、町長から任命された委員の皆さんが発言をしたことを、町側としては聞いて欲しい、反論していただくのは構いませんが、反論されるのであれば審議会をやっている意味がないんですよ。

われわれ委員の意見を聞くのが審議会の目的だと思うので、その点だけ会長から注意をしていただければと思います。

（加藤会長）

髙橋委員から反論という言葉が出たのですけれども、意見に対して意見を言ったことが、聞く方はそのように聞こえたのかもしれませんが、今後は、その点に注意しながら進めていきたいと思います。

（國安委員）

この一覧表の見方ですけど、これの一番上の55番の例えばボランティア登録団体、ボランティア連盟と書いてあって、横のところに黒丸があるんですけれども、この見方と言いますか、この辺説明していただけますか。

（政策推進課副主幹）

見方なんですが、上に色々と項目があると思いますが、黒丸の札内コミプラ、保健福祉センター、左記以外の公共施設、３つ付いていると思うのですが、一番上を見てもらえば書いてあるのですが、現在の公共施設の会議室等の使用状況、ですからボランティア連盟の主に使っている施設はどこですかと福祉課に聞いた回答が、コミプラ、保健福祉センター、それ以外の施設もあるよということでしたので、そこの施設に丸を付けておりまして、かつ、２段目、無料使用している施設については黒丸、ですから現在、ボランティア連盟であれば、主に札内コミプラ、保健福祉センターとそれ以外の施設もですね、無料で使用していますという、今現在の状況になっております。

（國安委員）

これは、今、ボランティア団体がここを使っているよというのは分かりました。

ほかの、この黒丸以外のところの施設、たくさんあると思うんですけれども、ここに書いてあるだけではなくて、そういうところも先ほど話に出ています社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は無料、減免という話があったんですけれども、ほかの施設を使っても良いよという判断でしょうか。

（政策推進課副主幹）

國安委員のおっしゃるとおり、基本方針(案)におきまして、ボランティアセンターに登録する団体がボランティア活動のためにする場合、免除としておりますので、この施設と指定しておりませんので、ボランティア活動に該当すればどちらの施設でも無料で使えることになります。

（國安委員）

会場の使用の申込みというのが、場所によっても規模によっても違うかと思うのですけども、

通常は例えば文化団体関係ですと、百年記念ホールだとか札内コミプラだとか、あとコミセン関係ですか、というのが概ね３か月前に申込みなんですよね。

それで、今は例えば文化協会に加盟しているから減免で無料だよと、いうようになっているんですけれども、この先有料となった時にですね、例えば通常申込みをしていて、あとから町の方で町で使いますから譲ってくださいというようなことが何回かあったんですけれども、そういう時って無料で借りているし、町の行事、町の関係だったら仕方ないよな、はい分かりましたとお譲りしていたのですが、今度、有料になったらその優先権というのはどうなるんでしょうか。

（政策推進課副主幹）

先ほど、課長の方からも説明がありましたが、今それぞれの施設で予約の方法や支払い方法がばらばらなものですから、それにつきましては、今後の対応につきまして協議しておりますので、今現在このようになりますというお答えはできかねます。

あと、先ほど予約した後に町の方で予約が入って、場所を譲ったという話がありましたが、こちらも基本方針(案)にあります、使用者の責によらない事由によりということで、町が使うということで、場所を町に譲ったのであればそれは元々予約した方の責によりませんので、その場合は使用料はかからないことになります。

（國安委員）

私が申込みをしているところに、３か月前に予約できるわけなんですけれどね、後で町の方でその場所を譲ってほしいのだけれども、当然使わないんですから使用料はお支払いしませんけど、今までっていうのは減免と言いますか、無料だったからはい分かりましたと言っていたのですが、今度料金がたとえ100円でも200円でも払うようになったら、その辺の優先順位というのはどうなるんでしょうか。

（政策推進課長）

有料になった時に、町の予約が後から入ってきた時にどうするかということだと思うんですけれども、考え方としましては、現在無料で行っている中で、そういった形で町が後から入ってきた時にお譲りをしていただいている部分がございましたということですけれども、有料化されたとしても、基本的には、その利用の内容も具体的に何でもかんでも町が言えば良いんだよという話ではないとは思うんですが、原則としましては、公共的に町として使用しなければ

ならない、例えば選挙だとか、今回で言えば農業者トレーニングセンターで開票事務をやるんですけれども、あとは近隣センターとかで投票事務をやるんですが、そういった形の場合につきましては、原則、使用については町の方で活用させていただきたいということをお話させていただくことになると思います。

（杉山委員）

特殊なのかもしれませんが、私ども消費者協会では、町民会館と幕別北コミセン、札内南コミセン、コミプラ、忠類の支所の前に、廃油の回収ボックスを設置させていただいております。

１畳くらいのスペースですけれども、365日借りておりますので、特殊なんだと思いますけれども、そういったようなスペースを借りる分にもかかりますよね。

現在は、町長宛に申請書を提出して、借用全額免除いただいておりますが、特殊かと思いますので後日担当課を通じで教えていただければと思います。

（政策推進課長）

今のケースにつきましては、そもそも、ここで議論している使用料というのは、目的があって建てた施設で、その目的に合致する利用をした場合ということなんですけれども、今、お話しいただいたのは、行政財産の目的外使用というところに当たりまして、それによって申請をいただいて免除としているということのなので、今後につきましても扱いについては同様になると考えております。

（加藤会長）

その他にご意見はございませんか。

ないようですので、今日、色々皆さんから貴重な意見をいただきまして、また回答ができない部分もありましたけれども、今一度、事務局の方でその辺を精査して、またお答えしたいと思います。

それでは、ないようであれば、議案第１号について、本日の審議はこのあたりで終了したいと思います。

次に、次第５のスケジュール等について、事務局より説明をお願いします。

（政策推進課長）

それでは、本日配布しております資料の７をご覧いただけますでしょうか。

令和元年度から、この庁舎内含めて色々協議を進めてきたその経過が書いてありまして、下から２番目の表が令和３年度ということで、今年度の表となっております。

この表の上から３つ目が、本日の審議会、10月26日、第３回使用料等審議会ということになっておりまして、今後のスケジュールなんですけれども、こちらに記載のとおり、11月の上旬から下旬にかけまして、第４回から第６回、今後の審議の進捗にもよりますけれども、最大で３回程度の審議会の開催を予定しておりまして、最終的に最後の審議会の中で答申案を決定し、11月の下旬を目途に町長に対しまして使用料等審議会から答申をするといった予定となっております。

その後につきましては、使用料を徴収する関係で、条例改正が必要になってくる部分もございますので、来年３月の第１回定例会、そちらの方で整備条例改正の提案をさせていただきまして、その後、令和４年度、10月１日に条例施行、新料金の適用ということで今のところ予定しております。

今後のスケジュールは以上なのですが、次回、第４回の審議会、こちらの日程につきましてちょっとお話させていただきますけれども、こちらで11月上旬と記載しておりますが、先ほど会長ともお話させていただきまして、次回は11月の８日、月曜日、時間につきましては19時、今回と同じ時間でということで、会場につきましても、前回ですとか、札内の住民の方が結構多いので、札内地区での開催もということでお話いただいておりましたので、こちらの方でも色々会場を探してみたのですが、今回もコミュニティプラザを含めて、予約が入っているとのことですので、会場につきましても、本日と同じこの場所で考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（加藤会長）

次回は、令和３年11月８日、月曜日の19時から、会場はこちらの会場での開催とさせていただきます。

最後に次第６、その他ということですが、事務局または委員の皆様から、何かありませんでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終了といたします。

大変長い時間、お疲れ様でした。